

1. 件名:「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(高浜発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請(廃樹脂処理設備共用化等に伴う変更))【1】」

2. 日時: 令和4年7月22日(金) 16時15分~16時57分

3. 場所: 原子力規制庁 9階A会議室(一部TV会議システムを利用)

4. 出席者(※・・TV会議システムによる出席)

原子力規制庁:

(新基準適合性審査チーム)

奥企画調査官、西内安全審査官、大塚安全審査官

関西電力株式会社:

原子力事業本部 原子力企画部門 総務グループ リーダー※ 他9名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料: なし

以下のホームページ掲載済みの資料を使用

・高浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書 審査資料【廃樹脂処理装置他の共用化及び原子力災害制圧道路等整備による敷地境界の変更に伴う変更】(令和4年7月7日の面談資料を使用)

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	原子力規制庁の西内です。それではこれから高浜発電所の原子炉施設保安規定変更認可申請、
0:00:10	廃樹脂処理装置等の共用化、あと原子炉災害制圧道路等の整備による敷地境界の変更に伴う申請についてのヒアリングを始めたいと思いますよろしくお願いします。
0:00:21	それでは、今回初回のヒアリングになりますので一応お互いの担当者の名前だけ最初にご紹介いただければ、いただいた後に、そちらの方から資料の説明を始めていただければと思いますけども、
0:00:33	今回規制庁側からは、実用炉審査部門の奥調査官、あと大塚審査官と私ニシウチの三名で基本的には審査担当させていただきますよろしくお願いします。
0:00:43	それでは関西電力の方からご担当者の紹介と、私の説明をお願いします。
0:00:49	はい。
0:00:50	関西電力安全防災グループの西川です。よろしくお願いします。こちらの弊社側のメンバーですが、総務グループの阪本。
0:01:00	と、放管グループの岡道キタムラ。
0:01:04	あと、
0:01:06	事業本部側安房グループの中の、私、ニシカワでヒアリングの方に臨ませていただきたいと思いますってございます。
0:01:13	あと高浜発電所側ですが、放射線管理課の安芸棟。
0:01:18	と安全係の小池で、臨ませていただきます。よろしくお願いします。
0:01:29	はい、規制庁西内ですよろしくお願いします。それでは関西電力の方から資料の説明をお願いします。
0:01:36	はい。
0:01:37	全部下げるとニシカワです。それではですね、高浜発電所の審査資料、
0:01:44	を、
0:01:45	3ページの方から説明させていただきたいってございます。
0:01:51	パワーポイント資料になります。資料1と書いたものになってございます。
0:01:57	7月7日に申請させていただきました、高浜発電所の保安規定変更認可申請についての、
0:02:04	大城になってございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:07	審査資料の真ん中下に3ページと書いたところから説明させていただきます。よろしくお願ひします。
0:02:14	それでは1ページめくっていただいて、右肩の1ページから説明させていただきます。
0:02:20	まず初めに、申請案件となります。
0:02:24	記載の通りですね、(1)では1処理装置ほかの共用化、
0:02:29	(2)で原子力災害制圧道路等整備による敷地境界の変更の2件を、
0:02:35	そんな形の申請となっております。
0:02:38	詳しい内容については、次のページ以降で説明させていただきます。
0:02:44	なお、下段にですね書いてございます通り、上流規制の実績ということで、設置許可については、同時に申請して、5人まで、
0:02:54	認可をいただいていると、そういった状況になってございます。
0:02:57	次、2ページお願ひします。
0:03:01	はい次処理装置ほかの共用化の概要説明資料となっております。
0:03:07	上段のですね、二つ目の四角のところ記載の通り、今回、高浜34号炉共用の使用済み樹脂貯蔵タンクに指導している使用済み樹脂を、
0:03:17	既設の高浜12号の共用の廃樹脂処理装置見て処理するために、高浜12号の共用の廃樹脂処理装置と排除断固を共用化にすると。
0:03:29	いう変更となっております。
0:03:31	塩津ミイ牛尾。
0:03:33	12号炉に移送するための輸送設備を設置すると、そういった内容になってございます。
0:03:40	手順の概要はですね、下に示してる図の通りでありまして、左側から右側に進むという形になりますが、3号炉の使用済み樹脂貯蔵タンク、参与ゴール共有になりますけど、
0:03:52	計量タンクからですね、赤字が、今回使用済み樹脂移送設備として新設したものになってございまして、
0:04:00	構内移送を実施して、右側の12号炉の排除し、ちょうど
0:04:07	やはり廃樹脂処理装置に、
0:04:09	て処理すると、そういった流れになってございます。
0:04:13	次へと3ページになってございます。
0:04:17	具体的な運用方法といったところで記載しておりますが、細かい説明についてはですね、後程の質問回答の等で説明させていただければなと考へてございます。
0:04:29	いえ、4ページ、お願ひします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:33	こちら保安規定の上部の変更箇所を示した資料になってございます。
0:04:41	中ほどにですね、赤字で記載したところが、今回保安規定に追記する変更内容となっております。
0:04:49	こちら括弧 3 項にも追加する形になっておりますが、
0:04:53	括弧 2 項にですね、12 号炉、
0:04:56	オオキサイを踏襲した。
0:04:59	北井となっております、
0:05:01	山陽号炉特有の記載としましては、新の 2 行目のところにですね、放射線管理課長及び発電室長が構内運搬により、廃樹脂処理装置または排出タンクに移送と、
0:05:13	そういった記載をしてございます。
0:05:15	これが特異な記載となっております、
0:05:19	掘場に、
0:05:22	キタニに関してはですね、次のページの右肩 5 ページのほうで説明しております。
0:05:28	5 ページの方をちょっとお願いします。
0:05:32	右肩 5 ページになります伊賀と 5 ページになりますが、こちらは、先ほど説明した通りのところにありますが、保安規定の第 100 条の 2 というところに、
0:05:42	舞台廃棄物の管理ところの、
0:05:45	中出航大運搬に関する記載がありまして、こちらの情報については特に変更はございません。
0:05:54	具体的な運用としましては、社内標準に定める様式チェックシートにて構内運搬を実施すると、そういった形になってございます。
0:06:04	次、6 ページ、7 ページになります。
0:06:10	右側の 6 ページ 7 ページについてはですね、管理区域図のうち今回の工事で、建屋内の遮へい器なり、搬出工の拡大等を実施しております。
0:06:20	それらの範囲になってございます。
0:06:23	何区域の範囲内の
0:06:25	場合については変更ありませんが、建屋の構造物といったところの記載の、
0:06:31	明確化を実施していると。
0:06:33	そんな感じになってございます。
0:06:35	こちらが右肩 6 ページ 7 ページ、それぞれになります。
0:06:41	次へと右肩 8 ページに移ります。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:45	これが 2 件目の案件になってございます。
0:06:48	原子力災害制圧道路と整備に伴う敷地境界の変更の概要というところになってございます。
0:06:56	上の方に書いてあります通りですね、福井県が計画する原子力災害制圧道路等整備事業に伴って、高浜発電所の敷地境界付近において、
0:07:06	ちょうど新たに整備されるといったところから、
0:07:09	高浜発電所用地の一部を高浜町に譲渡する計画に伴って、高浜発電所の敷地境界を変更するものでございます。
0:07:19	イメージ図は下に示してる通りで、敷地境界変更のところについては全長約 100800 メートルにわたる範囲にマシンフェンスを設置して、
0:07:29	保安規定認可、施行されれば、古い旧のフェンスを提供する、そういった計画を考えてございます。
0:07:38	次、9 ページな
0:07:40	います。
0:07:42	9 ページから 12 ページがですね、それぞれ今回敷地境界の変更を伴う、
0:07:50	場所に伴う保安規定に、
0:07:53	図面変更になってございます。
0:07:55	9 ページから 12 ページになりますが、内容を記載の通りとなってございまして、設置許可変更認可申請で認可された図面の反映という項目になります。
0:08:09	12 ページのですね、保全区域図にありますけど、こちら、白抜きの形になってございますが、ここ特重情報が含まれているところから、
0:08:20	白抜きにしてございます。詳しくは申請書の内容をご覧いただきたいというふうに考えてございます。
0:08:29	制約道路を、
0:08:32	整備に伴う市長から変更については以上になってございます。
0:08:38	次、少し飛びますが 1013 ページになります。見方さ、13 ページお願いします。
0:08:44	こちらです弊社の想定スケジュールというふうに書いてございます。
0:08:49	これはですね、保安規定の付則に記載しております。
0:08:53	保安規定の施行日と適用日、それぞれ、原子力災害制圧道路と廃樹脂処理装置間の共用化ということで、スタート時期を明示したものになってございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:07	先ほど説明させていただいた通りですね、原子力災害制圧道路整備については、保安規定の認可、
0:09:13	足代施行を考えてございまして、施行以降、旧のフェンスの撤去工事に入っていきたいと、こんな計画で考えてございます。
0:09:23	ただ、2段の廃樹脂処理装置ほかの共用化については、2023年の3月予定の使用前確認完了をもって保安規定の適用を考える。
0:09:33	こんな計画で考えてございます。
0:09:37	意義、14ページ以降についてはですね、
0:09:40	参考資料として付けているものになってございます。放射性廃棄物の施設の流路センスであったり、構内の運搬経路、
0:09:51	やはり運搬チェックシートとか、そういったところの
0:09:55	情報をですね、添付させていただきます。
0:09:58	ていうと、
0:09:59	というような内容になってございます。
0:10:01	これも、質問回答の中でですね、ちょっと質問あれば、
0:10:05	これを使いながら説明していきたいなというふうに考えてございます。
0:10:09	説明の方は以上になります。
0:10:15	はい、規制庁西内です。
0:10:18	それでは規制庁の方から事実確認を進めていきたいと思っておりますけど規制庁側から何かありますか。
0:10:27	規制庁大塚です。私から何点か確認させていただきますとまず1点目ですけども、
0:10:34	申請書の変更の理由で、
0:10:36	廃樹脂処理装置ほかとありますが、他とは何を指しているのでしょうか。
0:10:42	また、変更の理由で、処理に係る設備を設置することかなとありますが、
0:10:49	小チラー
0:10:51	についても何を指しているのか、説明してください。
0:11:09	浜選手だ。
0:11:11	関西電力、高浜善幸棟と申します。ちょっと私の方から回答させていただきます。
0:11:17	最重視という、1点目廃樹脂処理装置ほかの共用化。
0:11:22	というところの下というところですけども、今回粒子処理装置及び排泄記号の廃樹脂貯蔵タンク、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:32	の方を勉強用にしております。
0:11:35	これは先ほどニシカワの方から説明がありました通り、
0:11:40	34号の使用済み樹脂を入り処理装置または入れし貯蔵タンクの方にリスクをするということで、IT1人装置及び入れ
0:11:52	た同タンクの方を1から4号にトミオカってることから、
0:11:57	灯り1人どこかと、というような表記にさせていただいております。
0:12:02	2点目の質問ですけれども、3号及び4号炉に同様に変更して処理に係る支援するを設置するということですので、
0:12:11	それに係る設備ということですか。こちらは先ほどの説明にありました。
0:12:20	右肩2ページ、通し番号で言うと5ページのところをご覧いただきたいんですけど、手順概要のを増進しているところで赤字に示しております。
0:12:32	計量タンク、急ぐ容器またはそれに付随する配管、これらの使用済み樹脂イトウ設備というふうにさせていただいているところ、こちらの方を新設しているという状況でございます。以上です。
0:12:48	規制庁大塚です承知しました。
0:12:51	ちょっと追加で1点だけなんですけど、他っていうふうに記載してるところについては、
0:12:56	廃樹脂、
0:12:58	貯蔵タンク等、
0:13:00	廃樹脂処理装置というふうに先ほどご回答いただいたんですけど、
0:13:04	もう一つ黄色の濃縮廃液タンクも、
0:13:08	含まれないんでしょうか。
0:13:17	はい監査役中浜発電所キムラと申します。おっしゃる通り、濃縮廃液タンクの方も含まれております。説明が漏れて申し訳ございませんでした。こちらですね、一応今見ていただいていると思います三方2ページの、
0:13:31	このところに青色、薄い青色であって困っているところ、こちらの設備を1234号炉へ投与しているというものでございます。
0:13:43	規制庁オオツカで生じました。
0:13:45	それでは次の確認なんですけども、
0:13:48	資料1ですねパワーポイントの2ページのところで、
0:13:54	手順概要図があると思いますけども、
0:13:58	3-3号炉の後は住所12号炉の廃樹脂貯蔵室はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:04	樹脂処理建屋に運搬した後に、
0:14:09	廃樹脂貯蔵タンクを經由して、
0:14:11	廃樹脂処理装置に移す場合と、
0:14:15	あと、直接、
0:14:17	廃樹脂処理装置に移す。
0:14:19	場合が、
0:14:21	矢印を見るとそうなってるんですけども、
0:14:24	それぞれどのような違いがあるんでしょうか。
0:14:27	説明してください。
0:14:33	はい、高浜穂積さんの元でございます。
0:14:36	こちらは一旦、ID貯蔵タンクに、看護の使用済み樹脂を一旦貯めてから処理装置に送るか、直接勝率を機能するかという違いでございます。
0:14:48	12号炉側のIRIDタンクの空き容量ですとか、海路処理槽G側にある
0:14:58	ちょっと丹空と、そういった上での
0:15:03	前のバッチタンクのようなものなんですけれども、そちらの空き状況を踏まえて、定期処理に適した
0:15:13	効率的に処理できるような形で輸送することを、その都度決めて、移送するというのを、ができるような設計としているというものでございます。以上です。
0:15:28	規制庁大塚です。
0:15:29	処理装置の方に空きがあれば直接入れるし、開きがなければ一応タンクに入れるということで承知しました。
0:15:38	では続いての確認です。
0:15:40	パワーポイントの4ページのところをお願いします。
0:15:47	トーク。
0:15:48	今回、
0:15:49	追加された保安規定第100条の2第1項、(3)の、
0:15:54	赤字の中の、放射線管理課長及び、発電室長が構内運搬により、廃樹脂処理装置または、
0:16:04	廃樹脂貯蔵タンクに移送した後という、
0:16:08	記載についてなんですけども、
0:16:10	放射線管理課長と発電室長が今及び並列で書かれていて、
0:16:16	いるんですけど、
0:16:17	この2人の課長の作業分担はどこかで明確になっているんでしょうか。
0:16:23	例えば保安規定五条の保安に関する職務で読めるという、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:28	整理にしているのか。
0:16:31	或いは、下部規定で、
0:16:33	詳細の作業分担を規定しているということが、
0:16:37	あれば説明してください。
0:16:45	多田マツモトの渥美でございます。
0:16:47	基本的には、第5条の職務に基づいて実施するところを考えているんですけども、具体的にはですね、ちょっとその前のページの右肩3ページのところ、
0:16:59	をご確認いただきたいんですけども、
0:17:02	右側の方に作業ステップということで、①から⑤まで示させていただいております。
0:17:12	現状を想定して、
0:17:15	出すのは、①の移送作業、こちらに関しましては、抵当の操作を伴うトータルでありますので、主に発電室の方で当座、
0:17:28	の方を実施していただくということを考えております。
0:17:31	続きまして②の管理区域外の運搬作業からですね、④-1ゾウシツ側の管理区域内運搬作業、こちら②③④の作業は、
0:17:42	交差点管理課の管理のもと実施するということを、をを考えております。
0:17:48	最後、⑤の移送作業につきまして、こちらは配備した中での運転操作になりますので、こちらに関しましては、発電IIの方で、
0:17:59	活用を行って、行うことということ、そこを想定しております。以上です。
0:18:09	規制庁オオツカです承知しました。
0:18:11	基本的には5条の考え方。
0:18:14	によって作業分担しているということなんですけど、それでここ、作業分担に関しては、パワーポイントの3ページの方、
0:18:23	のステップ5トンのステップごとに今作業を上げているということなんですけど、
0:18:31	作業ステップの、
0:18:33	作業分担については、
0:18:35	何か、
0:18:36	下部規定等では、
0:18:38	明確に規定はされていないんでしょうか。
0:18:47	松江院長の元でございます。こちらの作業内容に関しましては、今回新しく作業をこれから実施するものでございまして、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:57	まず設備も、これから新しくついてくるものもあるという状況なので、具体的な運用の方はこれから確定の方に定めて、
0:19:07	運用していくというところを考えております。以上です。
0:19:12	規制庁オオツカで承知しました。
0:19:15	それでは続いての確認です。パワーポイント資料の6ページをお願いします。
0:19:24	ここで34号炉に使用済み樹脂計量タンクを設置するための遮へい機能、
0:19:30	増設をすることに、
0:19:32	関してなんですけども、
0:19:34	まず遮へい器内で作業することがあるのかというところ、ご説明いただいて、その作業時の被ばく線量はどのくらいなのか。
0:19:45	今、数値を入れる、いえるようでしたら説明をお願いします。
0:19:53	本末転倒の元でございます。
0:19:56	実際にその樹脂を輸送して定量タンクに戸口をある際はですね、こちらはこの遮へい器の中に、が入って作業することはありません。
0:20:08	こちら、外部の方からあと、計量タンクに付随する弁等が部附属されるんで出席されるんですけども、こちらの操作に関してはエクステンションバルブ、
0:20:19	を用いて操作を行います。また、移動タンクへの一層の、今回はですね、自動制御の方で、理想が行われますので、この
0:20:31	遮へい壁の外に蓄積されてある、坂の方で調査を行う。
0:20:37	いうことを、になっております。
0:20:41	以上です。
0:20:46	規制庁大塚です承知しました。
0:20:50	では
0:20:51	続いての確認なんですけども、続いて次のページですね7ページの方なんですけど、
0:21:01	使用済み樹脂移送装置を設置するために、壁の撤去とか、
0:21:07	搬入入口。
0:21:09	拡張するということなんですけど、ちょっと7ページの図の方ご覧いただきたいんですけど。
0:21:16	変更前のところを見ていただくと、撤去する壁の
0:21:21	斜線部のすぐ横にですね、縦長の四角が、
0:21:25	記載されているんですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:27	で、変更後にはこの縦長の四角が、
0:21:30	なくなっているんですが、
0:21:32	この縦長の四角っていうのは何を示しているんでしょうか。
0:21:36	説明してください。
0:21:41	風間手嶋。
0:21:42	稲井でございます。こちら、変更前のスタッフ、白い四角部分にはですねもともと窒素ボンベの方が設置されておりまして、そこにひさしがかかっているような状況でしたので、
0:21:56	それを表しているとなっております。
0:21:59	変更後におきましては、こちらのテスト本で、その久しいがおっしゃった田淵をする上で邪魔になることからこちらを提供しておりますのでそれがなくなっている形というふうになってございます。以上です。
0:22:19	規制庁オオツカです承知しました。
0:22:22	一応念のため補足説明資料で結構ですので、これが何なのかっていうのをちょっと、
0:22:28	記載していただいてもよろしいでしょうか。
0:22:33	はい。またその前は久米です。承知いたしました。
0:22:41	規制庁オオツカです。私からは最後の確認になります。
0:22:46	審査資料の通しページで 73 ページお願いします。
0:22:58	34 号機で発生した廃樹脂は、運転開始以来、貯蔵タンクに、
0:23:04	全量、
0:23:06	貯蔵しているのかどうかを説明してください。途中で搬出して処分としたことがあれば、教えてください。
0:23:15	お願いします。
0:23:19	本間原発名でございます。藤 34 号炉、この公共備品につきましては、
0:23:25	発生した使用済み樹脂は、先ほど三石藤堂丹通の方で最終統合するところを県医師会のままで処理できなかったという状況でございますので、
0:23:36	これまでに処理されたという実績はございません。以上です。
0:23:41	規制庁大塚です。
0:23:42	やはり、73 ページに記載してある、
0:23:46	約 77 っていう数字が、運転開始以来の全量になるということでよろしいでしょうか。
0:23:56	天白値です。はい。おっしゃる通りでございます。
0:24:00	規制庁オオツカで承知しました。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:02	私の確認は以上になります。
0:24:07	規制庁西内です。ちょっと追加でいくつか聞きたいんですけど今、最後に大塚が言った話は、このページにわかるように書いといてもらってもいいですか。
0:24:21	貯蔵量が全量今まで 34 号では、特段処理してなくて、ずっと運転止めてたものがこの 77 ですっていう話がわかるように書いてもらえれば結構です。
0:24:32	小浜君ですと経過しました。
0:24:35	はい。よろしくお願ひしますあと、
0:24:38	何かこれもさっき大塚が聞いてた話なんですけど、
0:24:43	詰まってくださいすいません。
0:24:45	パワーポイントの
0:24:48	3 ページ目。
0:24:50	審査資料投資だと 6 ページ目の部分ですかね。
0:24:54	で、
0:24:55	衛藤。
0:24:56	さっきこの具体的な移送作業のときに、遠隔で操作しますよとか、バルブ、このバルブは遠隔で操作しますよみたいな話があったと思うんですけど、そういうその具体的な操作がもう少し具体的にわかるように、ちょっとこのページだと多分これ以上何か情報を追加するのは難しい気がしたので、後の審査資料の方でもいいんですけど、
0:25:17	先ほどお話ししてたような遠隔操作とかそういったものがちょっと、具体的な操作イメージがもう少し具体的にわかるようなものをちょっと審査資料の方にも書いておいていただきたいんですけど、お願ひしてもいいですか。
0:25:31	はい。高松電装棟です。宗サカイに具体的なイメージができるような資料を追加するということで、承知いたしました。
0:25:39	はい。規制庁西内ですよろしくお願ひします。
0:25:43	園部て先ほどまさに遠隔で操作する乗って移送にあたっては特段この使用済み樹脂計量タンク、
0:25:53	野間遮へい器の中に入って作業することはないですっていう話をされてたと思うんですけど、
0:25:59	実際あれですよねその保守点検とかでは入るって理解をすればいいんですよねまず。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:07	真面目です。はい。規定上担保保守点検する上では、内部に入る必要があると思います。
0:26:14	規制庁西内です。了解しましたで。
0:26:17	そうした時に結局だからこれ審査基準にも一応書いてる話ですけど、放射線業務従事者が行う、要はそういう放射線環境下での作業っていうのはそういう保守点検が増えることにはなるって理解でいいんですよね。
0:26:34	はい、栗野夏目です。
0:26:36	設置されることに伴い、
0:26:39	新規設備の保全というものが必要になりますので、ご認識でお願いします。はい。以上です。
0:26:46	んな、規制庁西内です承知しました。それでは先ほど大塚が聞いた話ですけど、実際にその新しく増える作業が、いわゆるどれくらいの線量下で行うものなのか、どれくらいのその日、要は、
0:27:02	元の線量限度に至らないようにちゃんと被曝計画を立てて作業されると思うんですけど、具体的にどういう作業計画を立ててやるのかっていうそこら辺の話も審査書の方にちょっと追加をいただきたいんですけど。
0:27:13	お願いしてもいいですか。
0:27:21	他の発電所はタムラです。具体的にどういった点検をするというところは、今後、FBの保全を担当する部署に詳細に、
0:27:31	検討していただくことになるんですけども、が、
0:27:34	一般的な例えばタンクみたいなタンクでどういった点検をするのかという、
0:27:39	そういったその概要と、あとは、そういったところを確認すれば、ご提示すればよろしいでしょうか。
0:27:46	規制庁西内ですそうですね具体的に言うとこれ 12 号の貯蔵タンクと、多分同じ保安全管理になるのかなと勝手に思ってますけど。
0:27:55	それでは参考までに 12 号と同 12 号のものを参考に示してもらいながら、今回のものについても同じように作業計画を立てていきますとか、そういう説明であれば理解しやすいかなと思いますけど。
0:28:09	赤間久米です。承知いたしました。具体的な作業をどういうふうなことをやるかということになります。
0:28:17	いただけるような資料を、
0:28:20	資料にさせていただきます。以上です。
0:28:24	衛藤規制庁西内です了解しましたよろしく申し上げます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:29	あと、これはちょっと最後にすいません私が正直まだ調べきれてなくて恐縮なんですけど、パワポの2ページ目の部分、
0:28:36	で、
0:28:42	うん。
0:28:43	ただし、確かそうだったよなんていう若干記憶で申しわけないんですけど、この廃棄物高とか、液体廃棄物処理設備ってこの12号の外にあるじゃないですか。
0:28:53	これやって元から34号共用設備だったんでしたっけ。
0:29:02	高浜野末です。こちらに記載しております廃棄物通行に関しましては1から4号炉共用設備となっております。
0:29:14	一方で液体廃棄物処理設備、こちらに関しましては、建屋の接ちいというか設計の都合上、開示し貯蔵し、
0:29:25	質灯処理装置に関しましては12号炉と程度が連携され連結されておりますので、
0:29:32	こちらの一般廃棄物処理設備については2号の一般廃棄物、
0:29:37	のがISOされると。
0:29:39	いうことになっております。以上です。
0:29:42	規制庁西内です。
0:29:45	そうした時に、この液体廃棄物処理設備って、
0:29:50	134号の廃棄物も処理することになるんですよ、こういう系統にすると。
0:29:57	それは、34号の共用化をかけてなくていいんでしたっけ。
0:30:07	高浜の広野です。こちらに関しましては工認の整備の中で、
0:30:17	今回の設計方針の変更に関するところを評価の見直しを行っております。
0:30:25	今回仮処理装置で、34号のを配備し、処理するところのオオグマの設計方針が変更ありましたので、
0:30:35	配備処理装置に関するところまでも強化を図っております。以上です。
0:30:42	規制庁西内です。了解しましたちょっと後任者をまた読んでおきますけどそうすると、
0:30:48	この、何か共用へ変更っていうこの青は食うわなんか正しく表現できてるんですかねっていう気が若干したんですけど。
0:31:04	はい。小浜がその元です。藤。
0:31:08	こういうふうにおっしゃいますと、その廃止処理装置から移送される低線量の廃液の一部の配管が、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:18	少しかぶってしまっているような、様形見てしまいますが、ここの配管が共用化されているわけではございませんので、そういった意味では少し事実とそこがあるというところがあるかもしれません。
0:31:34	規制庁西内です。了解しますと、とりあえずちょっと今日はまた確認させていただいた上で次回以降のヒアリングでまた何かあれば確認させていただきますありがとうございます。現状は理解できますと。
0:31:49	私からもとりあえず現状では以上でして他に規制庁側から何かありますか。
0:31:58	はい。京急の奥でございます。すいません1点だけ1回の確認をさせていただければと思い、思います。
0:32:05	原子力災害制圧道路等整備に関する市境界の変更に関してなんですけれども、パワーポイント資料の8ページ、
0:32:13	のところなんですけども、
0:32:15	今後、
0:32:16	敷地境界を変更する形で整備をするということなんですけども、
0:32:21	一つの川野沖側境界の変更を伴う形でこれを整備しなきゃいけなかった。
0:32:27	というのは、カードのこの時の1期的な
0:32:32	制約というか条件によるものであった、ここに当然やっぱり同等性なかったというそういうことであったという理解でよろしいでしょうか。
0:32:54	事業本部ですっとしばらくお待ちください。
0:33:21	あ、すいません関西電力総務グループの井上といいます。
0:33:25	当該道路の整備に当たりましてはですね、事業事業主体、が一応高浜町という形になっておりまして、小浜土木事務所、大野大戸とかですね。
0:33:37	エダ福井県の建設技術公社のサポートを経て実施しているという事業でございます。
0:33:43	こちらの方の行政が行う道路整備工事の基本設計載っておりまして、安全面とか、経済性とか、施工性等を総合的に判断して、
0:33:54	適切なルートとして今回のルートを決めているというふうに聞いてございます。以上でございます。
0:34:02	はい。規制庁の奥です。了解しました。ありがとうございます。
0:34:09	衛藤規制庁西内ですけども、現時点で他に何か規制庁側からよろしいですか。
0:34:14	はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:15	江藤。それでは、とりあえず現状での確認事項は以上になりますので、必要な
0:34:22	充実等を施していただいてまた審査資料再提出いただければと思いますけども、
0:34:27	とりあえず今日のヒアリングでのやりとりを共通認識を持っているか最後確認させていただきたいんですけども、
0:34:34	何かメモとかとられてますかね、メモとかとらえていれば画面共有とかしていただきながら確認できればと思いますし、そんなに今日多くなかったと思いますので単純に読み上げていただくだけでも結構ですけども。
0:34:46	関西電力の方からお願いしてもいいですか。
0:34:50	はい。
0:34:50	関西電力の西川です。口頭ですいませんよろしいでしょうか。
0:34:56	はい、どうぞ。
0:34:58	はい。4点あるかと思っております。パワーポイント資料のですね、
0:35:07	50ページの10ページ、右肩7ページのパワーポイント資料でありますけども、
0:35:12	変更前の、栄の部分ですね地質亡命を示し、ヒガシの部分については補足説明資料に、この
0:35:21	理由ですね、何なのかというところをもし記載するということで対応させていただきます。
0:35:27	次、通しページの6ページになります。6ページになりますが、
0:35:33	こちらですね、遠隔操作する実施。
0:35:38	内容とか、そういった情報具体的な操作イメージがわかるように、審査資料側の方にも記載するということで対応させていただきます。
0:35:47	次、通し番号の73ページになっています。
0:35:53	Validation装置関係の過去の34号の埋設貯蔵場、約77立米というところありますけど、その
0:36:03	これらが全量であると、この間高野さん、第4号で全量であるというところを、こちらの資料の方に明確化します。
0:36:12	で、最後4点目ですけど、西内さんの方からコメントいただきました、被ばく線量の限度とか、作業管理方法について明確化するというところで、オカノ12号の中央高久の作業計画等の比較等を実施しながら、
0:36:28	その管理方法を明確化するというところに4点。
0:36:32	を持ってございます。
0:36:35	認識違います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:37	ありますでしょうか。
0:36:39	衛藤規制庁ニシウチです少々お待ちください。
0:36:46	あ、規制庁大塚です。
0:36:49	すいません
0:36:50	今おっしゃった4点については、力こちらと認識は合っております。いるんですけども、ちょっと追加ですね資料に追加して欲しい旨をお伝え忘れましてので、
0:37:01	あと2点ほどちょっと追加でお願いしたいんですけども。
0:37:07	私から確認した、3号炉の
0:37:12	廃樹脂を、12号炉の廃樹脂貯蔵室、
0:37:16	に移送して、廃樹脂貯蔵タンクに入れる場合と、
0:37:21	あと処理装置に、
0:37:23	直接入れる場合、
0:37:25	があって、それぞれ、
0:37:29	空きがあれば直接、
0:37:31	処理装置の方に入れる仕分けがなければ一度タンクに貯蔵するという、
0:37:35	ご回答いただきましたけども、その旨をですね資料の方に、補足説明資料の方にわかるように、
0:37:42	追加お願いします。
0:37:44	2点目ですけども、
0:37:46	保安規定の100条の2第1項(3)で、今回追記いただいた、
0:37:54	作業についてなんですけど、基本的には、工場の職務分担に基づいて、
0:38:01	行うというご説明いただいたんですけど、その後、5条に基づいて、作業を行うっていうことが、
0:38:10	わかるように、補足説明資料の方に追加をお願いします。
0:38:14	はい。以上です。
0:38:18	関西電力の西川です。その2点、承知しました。
0:38:25	はい。規制庁西内ですよろしく申し上げます。
0:38:29	それでは今日ヒアリングでの確認事項は以上かと思いますが、最後スケジュール感だけちょっと事務的に確認させていただきます。
0:38:38	本件7月7日に申請を受けていって、
0:38:43	審査資料のパワーポイントの13ページ目によると、一応10月末、11月初旬ですかね、認可希望ということで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:54	8月か9月かどこかで審査会合をやるイメージかなとは思ってますんで、
0:39:01	それに向けてのヒアリング小俣さんとちょっとスマホを進めていきたいと思ってるので今日お話をしたやりとりも踏まえて補足説明書の方を充実化いただいて、
0:39:11	1週間程度で、またヒアリングは来週か再来週くらいにまたヒアリングができるように、資料の再提出をいただければと思ってますけども、何かスケジュール感含めて何かありますでしょうか。
0:39:27	関西電力仲でございます。結構です。詳細の日程はまた東京支社を通じて調整させていただきたいと。もう1週間で、次回のヒアリングということをお願いいたします。
0:39:41	はい。規制庁西内ですよろしく申し上げます。最後に全体をまとめて規制庁側から何かありますか。
0:39:47	よろしいですか。
0:39:48	はい。関西電力側から何か全体通してありますか。よろしいですか。
0:39:55	はい。特にコメントございません。
0:39:57	はい。規制庁西内です了解しましたそれでは今日のヒアリングはこれで終了にしたいと思いますありがとうございます。
0:40:04	ありがとうございました。ありがとうございました。
0:40:07	ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。